

【2020年度】

記載上の注意入り

公益財団法人横浜学術教育振興財団
海外渡航費助成申請書

2020年 月 日

公益財団法人横浜学術教育振興財団
理事長 矢部 丈太郎 様

下記のとおり、貴財団の海外渡航費助成に申請いたします。

1. 氏名・発表テーマ等

氏名 (フリガナ)			
生年月日	(西暦) 年 月 日生	満	歳 (2020年6月1日現在)
現住所	〒	TEL	
		e-mail	
所属機関	所在地		
	機関名・所属		
	役職名		本務校がある場合はその本務先
最終学歴	大学名から記入してください。		
申請金額	(渡航先及び大学院生か否かにより上限額が設けられています。詳細：最終ページ)		
	¥	, 0 0 0 (千円未満切捨て)	航空運賃が、助成限度額より低い(安い)場合は、その金額で申請してください。
テーマ ()のどちらかに○印	()発表テーマ ()調査テーマ	(こちらにテーマを記載)	
研究実績	・このページ内に入るよう、申請テーマに関する主要な実績についてまとめてください。 ・申請テーマに関し現在獲得している外部資金があれば資金の名称・金額等を末尾に記載してください。		

2. 会義・調査等の概要

会議・調査名 (和名がない場合でも 適宜日本語に訳して 記載してください。)	(会議名)	
	(和名)	
主催団体		
開催期間		
開催地	国名	都市名
開催規模	参加国数	参加者数
会議・調査の目的		
主な参加者の 氏名・所属・国籍等		
過去の開催状況	開催年度	開催地
本会議・調査参加 により期待される 効果	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;"> 開催時期との関係で「参加プログラム」の提出が難しい場合は、参加が確認 できる主催者とのメールなどを“参考”として添付してください。 </div>	
<p>※ 海外での活動内容がわかる参加プログラム等の資料を添付して申請してください。 なお、資料の該当箇所(氏名、発表日、テーマなど)をハイライトで表示してください。</p> <p>※ 併願をしていないことの確認: <input type="checkbox"/> (左の□に✓をいれてください。)</p>		

3. 渡航費用

出発地	
到着地	
航空運賃 (空港使 用料含む)	(旅行会社などに照会し実際に必要と見込まれる金額を記載してください。) ¥ _____,

<改ページとしてください。>

4. 申請者連絡先等（このページに記載していただいた内容は審査には使用しません。）

申請者氏名	(お手数ですがお名前をもう一度記入してください)		
研究分野	(ご自身の専門分野について自由に記載してください)		
電話連絡先 (日中の連絡先)	優先順位 (※左の枠に番号で優先順位を入れてください)		
		所属機関	() (内線)
		自宅等	(どちらかを選び数字に○をつけてください。)
	1.		1 ページ目の 現住所 (自宅) 欄の番号と同じ
	2.		その他の番号 ()
	携帯電話	(差し支えなければお知らせください。)	
メールアドレス	メインのアドレス	1.	1 ページ目の 現住所 (自宅) 欄のアドレスと同じ
		2.	(メアド記載)
	携帯等	(携帯メールへの連絡も希望される場合のみ記載してください)	
書類郵送先	2020 年 7 月末の決定通知送付先		
	(1 ページ目の現住所 (自宅) 欄と同じの場合は記載省略可)		
	〒		

<ご提出はこのページまで>

【海外渡航費助成上限額：円】 ※申請額を記入の際、この上限額にご留意ください。

渡航エリア	一般（大学院生以外）	大学院生
ヨーロッパ・アフリカ・南米	200,000	50,000
北アメリカ・オセアニア	150,000	
アジア(韓国、台湾を除く)	70,000	
韓国・台湾	50,000	30,000

【助成金受給者の義務等に関する事項】

海外渡航費助成		
1.	受給者の義務	助成金受給者は以下の義務を負うものとします。 (1)帰国後2ヶ月以内に関係書類を添えて成果報告書・渡航費領収書等を理事長あてに提出すること。 (2)当財団の学術教育活動に協力すること
2.	計画変更	助成金の対象となった渡航計画を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長にその旨を申し出て、承認を得なければなりません。
3.	採用取り消し及び返還	次の各号に該当する場合は採用を取り消し、既に支給されたものについては全額または一部の返還を求めることがあります。 (1) 他の助成金と重複受給したとき (2) 申請書の内容が事実と著しく相違したとき (3) 渡航を実行しないとき (4) その他、理事長が不相当と認めたとき